

(証券コード 269A)

2024年12月6日

(電子提供措置の開始日 2024年11月29日)

株 主 各 位

東京都港区芝五丁目13番18号
いちご三田ビル8階
株式会社 Sapeet
代表取締役社長 築山 英治

第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://sapeet.com/ir/meeting>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「Sapeet」または「コード」に当社証券コード「269A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、お手数でございますが、後記の議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類をご検討いただき、同封の委任状用紙に賛否をご表示及びご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年12月23日（月曜日）午後2時00分
2. 場 所 東京都港区芝五丁目13番18号 いちご三田ビル8階 会議室
3. 目的事項
報告事項 第9期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 資本金の額の減少の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

上記各議案の内容は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数でございますが、同封の委任状を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

事業報告

(2023年10月1日から
2024年9月30日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

新型コロナウイルス感染症の影響も薄らぎ経済活動の正常化が進み、また各種政策の効果もあり、国内経済は緩やかに回復しております。一方で、世界的な金融引き締めに伴う影響や物価上昇などもあり国内外における経済的な見通しは不透明な状況が続いております。

当社を取り巻く環境としましては、企業の AI・DX（デジタルトランスフォーメーション）投資の拡大が当社サービスの追い風になることを期待しております。国内 AI システム市場においては 2023 年の 4,930 億円から 2027 年には 1 兆 1,034 億円への拡大が見込まれており（出典：IDC Japan 株式会社「2023 年 国内 AI システム市場予測」）、国内 DX 市場の規模は 2022 年度に 2 兆 7,277 億円の見込みに対して、2030 年度には 6 兆 5,195 億円への拡大が見込まれております（出典：株式会社富士キメラ総研「2023 デジタルトランスフォーメーション市場の将来展望 市場編、ベンチャー戦略編」）。

当社は「ひとを科学し、寄り添いをつくる」のミッションの下、AI ソリューションにおいては既存取引先との継続的な取り組みや、各種アルゴリズムを用いた新規案件獲得に注力しております。また、AI プロダクトにおいては他社との差別化ツールや市場拡大が著しい DX ツールとして「シセイカルテ」「マルチカルテ」を中心としたカルティプロダクトの拡販を進めております。また全社としては、今後の成長に向けた先行投資を継続しており、AI プロダクトの開発、認知度向上のためのマーケティング、及び人材獲得等に注力いたしました。

これらの結果、当期における当社の経営成績は以下のとおりとなりました。

売上高については、AI ソリューションにおける既存プロジェクトの進捗やコミュニケーションアルゴリズムを中心とした新規プロジェクト獲得、AI プロダクトにおけるメインプロダクトである「シセイカルテ」「マルチカルテ」のアカウント数の増加等により 634,946 千円（前年同期比 50.8%増）となりました。AI ソリューションにおいては生成 AI 技術を用いたコミュニケーションアルゴリズムの提案を、AI プロダクトにおいては「シセイカルテ」だけでなく「マルチカルテ」も合わせて積極的な拡販を行っており、両プロダクトの導入が期待できるフィットネス・パーソナルトレーニングといった業界に向けた積極的な営業活動をいたしました。

売上総利益については、売上高の増加及び当期よりソフトウェア資産を計上したこと等により 382,375 千円（前年同期比 33.4%増）となりました。

販売費及び一般管理費については、2023 年 11 月に実施した本社移転、事業拡大のための先行投資として研究開発や人材・マーケティングへの投資を行った結果、401,443 千円（前年同期比 7.6%減）となりました。なお、販売費及び一般管理費が前年同期比減少した理由としては、前年同期において研究開発費に計上されていた費用の一部が、ソフトウェア資産として計上されるようになったことによるものであります。

営業損益以下の各段階利益について、主に先行投資の結果、営業損失は 19,068 千円（前年同期は 147,761 千円の営業損失）となり、加えて 2024 年 4 月に実施した第三者割当増資に伴う株式交付費及び東京証券取引所グロース市場への上場のための費用といったスポット的な営業外費用の計上等により、経常損失は 28,542 千円（同 147,236 千円の経常損失）、当期純損失は 29,057 千円（同 147,415 千円の当期純損失）となりました。各段階利益はいずれも赤字となりましたが、赤字幅は大幅に縮小いたしました。

② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は、99,664 千円であります。その主なものとして、有形固定資産については事業拡大に伴う従業員及び業務委託者の増加による PC の取得、無形固定資産（ソフトウェア）については、AI プロダクトにおける、UI（ユーザーインターフェース）／UX（ユーザーエクスペリエンス）の改善やスタッフ予約管理機能、音声認識及び AI による要約などの新機能の追加や継続的な機能開発であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達等の状況

2024 年 4 月に、第三者割当増資により 449,712 千円を調達いたしました。

また、2024 年 6 月に金融機関から 200,000 千円の短期借入れを実施いたしました。

(2) 財産及び損益の状況

	第 6 期 (2021 年 9 月期)	第 7 期 (2022 年 9 月期)	第 8 期 (2023 年 9 月期)	第 9 期 (当期) (2024 年 9 月期)
売上高 (千円)	203,140	300,089	421,163	634,946
経常損失 (△) (千円)	△13,959	△89,363	△147,236	△28,542
当期純損失 (△) (千円)	△14,139	△89,543	△147,415	△29,057
1 株当たり当期 純損失 (△) (円)	△12.72	△80.59	△132.67	△23.66
総資産 (千円)	38,186	226,304	265,438	452,020
純資産 (千円)	△16,025	△105,569	△252,901	167,752
1 株当たり純資産 (円)	△14.42	△95.01	△227.68	120.73

(注) 当社は、2024 年 5 月 31 日開催の取締役会決議により、2024 年 6 月 20 日付で普通株式 1 株につき 100 株の割合で株式分割を行っております。第 6 期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純損失 (△) を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社 PKSHA Technology であり、2024 年 9 月 30 日現在において同社は当社株式を 742 千株（出資比率 53.5%）保有しております。

親会社との間には、業務委託費の支払い、借入に伴う利息の支払い等の取引があります。

親会社との取引については、当社の利益を害することがないように取引条件等を慎重に検討したうえで、取引可否の判断を行っております。これにより、当事業年度における親会社との取引について、当社の利益を害するような取引はないものと認識しております。なお、親会社との取引について、社外取締役より、当社と判断が異なるような意見は聴取しておりません。

なお、2024年10月29日付け当社東京証券取引所グロース市場への上場に伴う公募増資及び同社の当社株式売出しにより、同社は当社の親会社に該当しなくなり、その他の関係会社に該当することとなりました。

② 重要な子会社の状況

当社に資本下位の関係会社はありません。

(4) 対処すべき課題

① 開発体制の強化

当社の持続的な成長のためには、AIソリューション案件の継続的な獲得・開発や、自社AIプロダクト継続的な創出を続けることができる体制の維持及び拡大が必要となります。また、当社が開発したプロダクトを安心してお使いいただけるよう、安定的な保守・運用体制の維持・向上も不可欠となります。そのためには、優秀な人材の確保や、技術的な知見・ノウハウ獲得、これらを社内で活用していく仕組みを構築することにより、より強固な開発・運用体制の構築に努めてまいります。

② 営業体制の強化

AIソリューションについては、顧客ニーズに応じた提案力のみならず、案件の遂行までを担当するため実行力も兼ね備えた人材が必要となります。

AIプロダクトについては、2020年1月の「シセイカルテ」リリース後から、当該プロダクトの営業活動を積極的に行っております。「シセイカルテ」はいわゆるSaaSプロダクトであり、顧客数が多くなればなるほど固定費を吸収して利益率が高まるビジネスモデルであるため、先行的に営業体制の強化・拡大が必要となります。

このように、当社の成長のためには営業体制の強化が必要であるため、優秀な営業人材の積極的な採用を行ってまいります。同時に営業管理体制の運用・改善などによる効率化により、より収益が安定的に獲得できるような体制構築に努めてまいります。

③ 内部管理体制の強化

当社は当事業年度において事業規模拡大の途上であり、事業規模拡大を支え、事業上のリスクを低減させるための内部管理体制の強化を重要な課題であると考えております。このため、将来の事業規模拡大を想定したうえで、適切かつ必要な内部管理体制の整備に努めてまいります。

④ 情報管理体制の強化

当社はAIソリューション及びAIプロダクトにおいて、個人情報や顧客の機密情報を取扱っております。また、新たな案件についても同様の情報を取扱う可能性があり、これらの情報管理体制を強化していくことが重要であると考えております。現在は個人情報保護管理規程等に基づき管理を行っておりますが、今後も社内教育・研修の実施やインフラを含めたシステムの整備などを継続して行ってまいります。

⑤ システムの安定性・効率性の確保

当社の提供するAIソリューションの一部やAIプロダクトは、インターネット上でサービス提供を行っており、顧客の維持・獲得のためにはシステムの安定稼働の確保は必要不可欠となっております。また、効率的なシステム設計によりインフラコスト低減も見込まれることから、今後も引き続きシステムの安定性確保及び効率化に取り組んでまいります。

⑥ 黒字化と事業資金の確保

当社は前事業年度及び当事業年度において先行投資的な研究開発、人材投資、マーケティング活動等により当期純損失を計上しております。そのため、事業資金の確保は資金調達コストを勘案して行っており、これまでその資金は借入れ及び第三者割当増資により調達しております。当社のAIプロダクトは研究開発やマーケティング活動が先行的に発生するビジネスモデルであり、現在は先行投資フェーズから回収フェーズに移行する端境期に当たります。当社としては顧客数やアカウント数の増加に伴うストック収益の獲得により、損益分岐点を超えて安定的な黒字化の実現を企図しており、それに向けた営業活動や開発活動を行ってまいります。

⑦ 蓄積したデータの利活用

当社はAIソリューションやAIプロダクトを通じて、利用者等と合意した範囲内で様々なデータを蓄積しております。これらのデータは各サービスの精度向上等には活用されているものの、他のサービスや新たなビジネス等への利活用は進んでおりません。当社の事業拡大のためには、当社の有形・無形の資産を利活用し、Expert AIを強化、また当該AIを用いた更なるビジネス展開を行うことが不可欠であると考えておりますが、同時に個人情報や顧客の機密情報等の慎重な取扱いも不可欠であると考えております。そのため、取扱う情報の内容等に応じて慎重に配慮したうえで、新たな事業・サービス拡大に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年9月30日現在)

当社は「ひとを科学し、寄り添いをつくる」をミッションとして掲げ、「人の身体性・精神性・行動をデータとロジックに基づき分析/可視化する。また、その技術を簡単に利用できるように、仕組みを開発し続ける。その仕組みによって、人と社会がより最適な状態で触れ合い、人のポテンシャルを解放したり、生活の質を高めたり、と心身豊かになれる世界をつくります。」を実現すべく、様々な事業に取り組んでおります。

具体的には、AI 技術やその周辺技術を組み合わせ、さらに専門家との協同により付加価値の高い専門的な技術・ノウハウ等のナレッジを蓄積したデータを様々な形で提供できるアルゴリズムをもとにした「Expert AI」を中核として、顧客企業のニーズに合わせたプロダクト開発・プロダクト開発支援・コンサルティング等を行う AI ソリューション、自社で開発したプロダクトを主に SaaS 型で顧客企業に提供する AI プロダクトの提供を行っております。これらを総称して Expert AI 事業と称しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2024 年 9 月 30 日現在)

当社本社：東京都港区

(7) 当社の従業員の状況 (2024 年 9 月 30 日現在)

当事業年度末における当社従業員数は 41 名であり、事業拡大に伴い前事業年度末と比較して 5 名増加しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024 年 9 月 30 日現在)

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	100,000 千円
株式会社りそな銀行	100,000 千円

(9) その他株式会社の現況に関する重要な事項

特記事項はございません。

2. 当社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 5,500,000 株
- (2) 発行済株式の総数 1,388,700 株
- (3) 株主数 10 名
- (4) 上位 10 名の株主の状況

株主名	持株数	持株比率
株式会社 PKSHA Technology	742,300 株	53.45%
築山英治	319,000	22.97
日本テレビホールディングス株式会社	216,000	15.55
村上大昌	33,300	2.40
三菱 UFJ キャピタル 9 号投資事業有限責任組合	30,800	2.22
松島陽介	15,400	1.11
山元雄太	15,400	1.11
吉山恭平	11,100	0.80
尾形友里恵	4,800	0.35
畔柳涼汰	600	0.04

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に使用人等に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
築山英治	代表取締役社長		
尾形友里恵	取締役	AI・DX 事業本部長	
佐藤琢治	取締役	経営管理本部長	
前山義一	取締役監査等委員 (常勤)		
竹村純也	取締役監査等委員		やまなみ監査法人 社員
三浦千絵	取締役監査等委員		五木田・三浦法律事務所

- (注) 1. 監査等委員である取締役前山義一、竹村純也及び三浦千絵は、社外取締役であります。
2. 社外取締役（監査等委員）である前山義一は、事業会社において新規事業の立ち上げなどの豊富な経験を有しており、適切な監査が期待できることから、社外取締役として選任しております。また、前山義一は、監査機能の実効性を強化するため、常勤の監査等委員として選任しております。
3. 監査等委員である取締役竹村純也は、公認会計士として財務及び会計に関する相当な知見を有しております。
4. 監査等委員である取締役三浦千絵は、弁護士として法令に関する相当な知見を有しております。
5. 2023年11月1日付で惟康佑貴が取締役に就任（非常勤）しましたが、2024年7月24日付で辞任しております。同氏の重要な兼職の状況としましては、株式会社 PKSHA Technology の従業員であります。
6. 2024年10月29日付け当社東京証券取引所グロース市場への上場に伴い、取締役前山義一、取締役竹村純也及び取締役三浦千絵を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。これにより、被保険者が取締役などの役員の地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償することとしています。なお、保険料については、当社が全額を負担しております。

(3) 取締役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役会において、取締役の報酬については、月例の金銭報酬のみとし、個々の地位及び職責、当社の業績、従業員の給与水準や他社水準等を考慮して総合的に検討し、決定する

ものとする方針を決議しております。また、取締役会及び指名報酬委員会において、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2023年12月27日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名及び監査等委員である取締役3名の個別報酬額を決議しており、その総額は34,680千円であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

今後は、株主総会において年間の報酬枠を決定しその範囲内で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は指名報酬委員会での協議のうえ取締役会の決議により、監査等委員は監査等委員の協議により決定する方針であります。

④ 取締役の報酬等の総額等

区 分	対象となる役員の員数（名）	報酬等の額（千円）
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	3 (-)	28,263 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (3)	6,000 (6,000)
合計 （うち社外役員）	6 (3)	34,263 (6,000)

(注) 1. 報酬は基本報酬のみであり、業績連動報酬等や非金銭報酬等はありません。

2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（当事業年度中に辞任した取締役1名を含む。）ですが、無支給者が1名いるため対象となる役員の員数と異なっております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況並びに当該兼職先との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役 （監査等委員）	竹村純也	やまなみ監査法人	資本関係、取引関係はありません。
社外取締役 （監査等委員）	三浦千絵	五木田・三浦法律事務所	資本関係、取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役 (監査等委員)	前山義一	当事業年度に開催された取締役会 15 回及び監査等委員会 13 回のすべてに出席し、独立した立場から、事業会社での経験等に基づき適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	竹村純也	当事業年度に開催された取締役会 15 回及び監査等委員会 13 回のすべてに出席し、独立した立場から、公認会計士としての経験等に基づき適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	三浦千絵	当事業年度に開催された取締役会 15 回及び監査等委員会 13 回のすべてに出席し、独立した立場から、弁護士としての経験等に基づき適宜発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

2023 年 7 月 1 日に、すべての監査等委員は当社と会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低限度額となります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 監査法人アヴァンティア

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 21,500 千円

- (注) 1. 監査等委員会は、監査計画の内容、監査の実施状況、報酬の見積もりの算定根拠について確認し、会計監査人の報酬等の額に同意をしております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合のほか、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決議しております。

その概要は以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制に関する事項

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び社内諸規程等を遵守するとともに、当社ビジョンに基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
- ・ 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
- ・ コンプライアンスの状況は、会議体等を通じて各部門責任者より取締役及び監査等委員会に対し報告を行う。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
- ・ 内部監査担当者を配置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役及び監査等委員会に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等があった場合の内部通報制度を構築し、内部・外部窓口を定め、適切に運用・対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議記録、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
- ・ 取締役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 取締役会は、リスク管理規程及びコンプライアンス規程を整備し、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため定期的に見直すものとする。
- ・ リスク情報等については会議体等を通じて各部門責任者より取締役及び監査等委員会に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部門にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、全社的なリスクに対しては経営管理本部が中心となって対応を図るものとする。
- ・ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役指揮下の経営管理本部を中心に、必要に応じて法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
- ・ 内部監査担当は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告するものとし、また重要性等を勘案して適宜取締役会に報告するものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、迅速な意思決定を必要とする場合においては適宜臨時に開催する。
 - ・ 取締役会は、当社の財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現するものとする。
 - ・ 予算に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図る。

5. 当社及びその親会社並びに親会社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・ 当社及びその親会社並びに親会社の子会社との間における不適切な取引又は会計処理を防止するため、内部監査担当者は、定期的に内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告することにより、業務全般に関する適正性を確保する。また、監査等委員会においても、内部監査担当者と重複しない形で、適宜監査を実施する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
 - ・ 監査等委員会が監査の実効性を高め監査職務を円滑に遂行するための補助者を置くことを求めた場合には、補助者を1名以上配置することとする。

7. 前号の補助者の当社の他の取締役からの独立性並びに当社の監査等委員会の前号の補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・ 当該補助者は、当該補助業務に関して他の取締役の指揮命令は受けず、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。
 - ・ 当該補助者は、監査等委員会から補助業務に係る指示が行われた場合には、他の業務よりも優先して当該補助業務に取り組み、その指示の具体的内容については守秘義務を有する。
 - ・ 当該補助者の任命、異動、評価、懲戒、賃金の改定等に関しては、監査等委員会の意見を尊重する。

8. 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項において同じ。）及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制その他の当社の監査等委員である取締役への報告に関する体制
 - ・ 取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、会社に著しい損害及び不利益を及ぼすおそれがある事実が発生した場合は、監査等委員である取締役に速やかに報告するものとする。
 - ・ 当社取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、取締役の職務の執行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性があるもしくは発生した場合は、監査等委員である取締役に速やかに報告するものとする。

- ・ 監査等委員である取締役は、必要に応じて関係会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
9. 監査等委員である取締役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 当社は、監査等委員である取締役へ報告を行った当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項において同じ。）及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
10. 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用及び債務並びにそれらの処理については、当該費用が監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員である取締役は代表取締役と定期的に会合を持ち、代表取締役の経営方針を確認するとともに会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査等委員監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し相互認識を深める。
 - ・ 監査等委員である取締役は内部監査担当及び会計監査人と定期的に会合を持ち、双方が認識する対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査上の重要課題等について意見を交換し相互認識を深める。
 - ・ 監査等委員会の要請に基づき監査等委員である取締役が当社の会議に出席する機会を確保する等、監査等委員である取締役による監査の実効性を確保するための体制整備に努める。
12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- ・ 反社会的勢力対策規程において、「いかなる場合においても、反社会的勢力に対し金銭その他の経済的利益を提供しない」ことを基本方針として明文化し、当該規程に則り業務を行う。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
 - ・ 経営管理本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
 - ・ 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査がモニタリングし、必要に応じて改善を行っております。

② 取締役の職務執行

取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、社外取締役及び監査等委員が取締役会に出席いたしました。

③ 内部監査

代表取締役社長の承認を受けた内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施いたしました。

④ 監査等委員会監査

監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、代表取締役及び他の取締役、内部監査、会計監査人との間で適宜情報交換を行うことで、監査の実効性を確保しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題と認識しておりますが、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、収益力強化のための投資に充当することが株主に対する最大の利益還元につながるものと考えております。

そのため、第9期事業年度においても、上記方針に沿って配当は実施しておりません。また、創業以来配当は実施しておらず、当面は機動的に有効投資ができるよう内部留保の充実を図る方針であります。

内部留保資金については、財務体質の強化や人材への投資・育成といった収益基盤の構築、シセイカルテの機能拡充や新たなプロダクト開発に充当することを検討しております。

投資の結果、事業の成長、資本効率の改善等による中長期的な株式価値の向上を実現し、業績・財務状況及び事業環境等を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的に剰余金の配当を実施してまいりたいと考えておりますが、配当実施の可能性及びその時期については未定であります。

当社は定款において剰余金の配当を中間配当及び期末配当で行う旨を定めておりますが、配当を行う場合は期末配当にて年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。また、配当の決定機関は取締役会であります。

貸借対照表

2024年9月30日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	330,428	流動負債	284,268
現金及び預金	220,228	買掛金	22,066
売掛金	111,291	短期借入金	200,000
前渡金	1,387	未払金	23,495
前払費用	14,208	未払費用	5,285
その他	103	未払法人税等	5,712
貸倒引当金	△16,791	未払消費税等	14,745
固定資産	121,592	契約負債	6,665
有形固定資産	15,296	預り金	6,297
建物附属設備	10,979	負債合計	284,268
工具、器具及び備品	3,878	(純資産の部)	
一括償却資産	438	株主資本	167,669
無形固定資産	82,012	資本金	232,856
ソフトウェア	82,012	資本剰余金	232,354
投資その他の資産	24,283	資本準備金	232,354
敷金	24,283	利益剰余金	△297,541
		その他利益剰余金	△297,541
		繰越利益剰余金	△297,541
		新株予約権	83
		純資産合計	167,752
資産合計	452,020	負債及び純資産合計	452,020

損益計算書

2023年10月1日から

2024年9月30日まで

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		634,946
売上原価		252,571
売上総利益		382,375
販売費及び一般管理費		401,443
営業損失		19,068
営業外収益		
受取利息	30	
雑収入	828	859
営業外費用		
支払利息	4,211	
株式交付費	3,865	
上場関連費用	2,000	
為替差損	72	
雑損失	184	10,334
経常損失		28,542
税引前当期純損失		28,542
法人税、住民税及び事業税	514	514
当期純損失		29,057

株主資本等変動計算書

2023年10月1日から

2024年9月30日まで

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計
			繰越利益剰余金		
当期首残高	8,000	7,498	7,498	△268,483	△268,483
当期変動額					
新株の発行	224,856	224,856	224,856	—	—
当期純損失	—	—	—	△29,057	△29,057
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	224,856	224,856	224,856	△29,057	△29,057
当期末残高	232,856	232,354	232,354	△297,541	△297,541

	株主資本	新株予約権	純資産合計
	株主資本合計		
当期首残高	△252,985	83	△252,901
当期変動額			
新株の発行	449,712		449,712
当期純損失	△29,057		△29,057
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—
当期変動額合計	420,654	—	420,654
当期末残高	167,669	83	167,752

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	15年
工具、器具及び備品	3～5年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	5年
-------------	----

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については想定される貸倒見込率により、貸倒懸念債権等特定の債権について個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客企業のニーズに合わせたプロダクト開発・プロダクト開発支援・コンサルティング等を行う AI ソリューション、自社で開発したプロダクトを主に SaaS 型で顧客企業に提供する AI プロダクトの提供を行っております。

AI ソリューションにおいては、主に準委任契約を締結し、当該契約におけるサービス提供期間により収益を認識しております。

AI プロダクトにおいては、サービス利用開始に伴う初期設定料金については一括して収益を認識し、サービス利用料金については契約期間により収益を認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

自社利用のソフトウェアの評価

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額 (単位：千円)

	当事業年度
ソフトウェア	82,012

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループでは、自社利用のソフトウェア及びソフトウェア仮勘定について、将来の収益獲得又は費用削減が確実と認められる場合に無形固定資産に計上しており、社内における利用可能期間（5年）に応じて償却を行っております。

(2) 見積りの算出に用いた主要な仮定

将来の収益獲得見込額を判断するにあたり用いた主要な仮定は、新規及び既存顧客への販売計画であり、過去の販売実績等の経営環境の変化等を考慮して算定しております。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である販売計画は、経営環境及びIT開発環境の変化による不確実性が存在し、当初想定した仮定の通りに推移しない可能性があります。その場合、将来の収益獲得額又は費用削減効果が当初想定額よりも減少するため、翌事業年度の財務諸表において、ソフトウェアの計上額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更に係る注記)

該当事項はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,237 千円

2. 区分表示されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 8,800 千円

短期金銭債務 186 千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 107,700 千円

営業費用 3,625 千円

営業外取引

営業外費用 3,353 千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の数に関する事項

普通株式 1,388,700 株

2. 自己株式の数に関する事項

該当事項はありません。

3. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金計画に基づき、金融機関からの借入により資金を調達しております。資金運用については短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行っておりません。売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
敷金	16,899	15,778	△1,121

※ 敷金のうち原状回復費見積額については償却により費用となる資産であり、金融商品に該当しないため、上記の敷金には含んでおりません。

※ 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」「未払消費税等」「預り金」「短期借入金」については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似することから記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品 (単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	15,778	—	15,778
資産計	—	15,778	—	15,778

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(敷金)

敷金の回収見込額を、国債利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(関連当事者との取引に関する事項)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	株式会社 PKSHA Technology	東京都 文京区	AI Research & Solution 事業 AI SaaS 事業	(被所有) 直接 53.5	AI ソリュー ションサー ビス提供	売上高 (注)	74,300	売掛金	880
						借入金 の返済 支払 利息 (注)	450,000 3,353	短期借 入金 未払金	— —
親会社 の子会 社	株式会社 PKSHA Communication	東京都 文京区	AI SaaS 事業	なし	AI ソリュー ションサー ビス提供	売上高 (注)	33,400	売掛金	7,920

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

サービス提供については、関連当事者以外の取引先との取引条件を勘案し、価格交渉の上決定しております。

資金の借入については、市場金利を勘案して合理的な利率に決定しております。なお借入は期末時点ですべて返済しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金、貸倒引当金の否認等ではありますが、すべて評価性引当額に該当します。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (単位：千円)

	Expert AI 事業
AI ソリューション	289,249
AI プロダクト	345,697
顧客との契約から生じる収益	634,946
その他の収益	—
外部顧客への売上高	634,946

2. 収益を理解するための基礎となる情報

AI ソリューションについては、主に顧客との契約に基づき、要件定義や開発、また開発した製品の保守運用サービス等を提供する義務を負っています。当該契約は一定期間に渡り履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度により収益を認識しております。

AI プロダクトにおいては、サービス利用開始に伴う初期設定料金については、一時点において、顧客が当該サービスを利用する権利に対する支配を獲得して履行義務を充足すると判断し、一括して収益を認識しております。

サービス利用料金については、顧客との契約に基づいて契約期間により履行義務を充足する取引であり、充足に応じて収益を認識しております。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債の残高 (単位：千円)

	当年度期首	当年度末
契約負債	10,974	6,665

契約負債は、主に、契約期間に渡り収益を認識する取引先との契約について、取引先から受け取った将来の収益にかかる前受金の残高であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり当期純損失 23 円 66 銭

1 株当たり純資産 120 円 73 銭

(注) 当社は、2024 年 5 月 31 日開催の取締役会決議により、2024 年 6 月 20 日付で普通株式 1 株につき 100 株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純損失 (△) を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

1. 公募による新株式の発行

当社は、2024年10月29日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2024年9月24日及び2024年10月10日開催の取締役会において、新株式の発行を決議し、2024年10月28日に払込が完了しました。

- (1) 募集方法：一般募集（ブックビルディング方式による募集）
 - (2) 発行する株式の種類及び数：普通株式 140,000 株
 - (3) 発行価格：1株につき 1,500 円（注）1
 - (4) 引受価額：1株につき 1,380 円（注）2
 - (5) 資本組入額：1株につき 690 円
 - (6) 発行価格の総額：210,000 千円
 - (7) 引受価額の総額：193,200 千円
 - (8) 資本組入額の総額：96,600 千円
 - (9) 払込期日：2024年10月28日
 - (10) 資金使途：更なる事業拡大を図るための設備投資及び今後の財務戦略の柔軟性を確保するための借入金返済に充当する予定であります。
- (注) 1. 一般募集はこの価格にて行いました。
2. この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受け取った金額であります。なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

2. 第三者割当増資による新株式の発行

当社は、2024年9月24日及び2024年10月10日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を決議いたしました。

- (1) 募集方法：第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに係る発行)
- (2) 発行する株式の種類及び数：普通株式 48,400 株（上限）
- (3) 割当価格：1株につき 1,380 円
- (4) 資本組入額：1株につき 690 円
- (5) 割当価格の総額：72,600 千円（上限）
- (6) 資本組入額の総額：36,300 千円（上限）
- (7) 割当先：SMB C日興証券株式会社
- (8) 払込期日：2024年11月27日
- (9) 資金使途：「公募による新株式の発行（10）資金使途」と同一であります。

(注) 計算書類の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2024年11月21日

株式会社 S a p e e t

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指定社員 公認会計士 相馬 裕 晃
業務執行社員

指定社員 公認会計士 金井 政 直
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 S a p e e t の2023年10月1日から2024年9月30日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2023年10月1日から2024年9月30日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（会社の内部統制に係わる体制全般）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月27日

株式会社 Sapeet 監査等委員会

常勤監査等委員 前山 義一 印

監査等委員 竹村 純也 印

監査等委員 三浦 千恵 印

(注) 常勤監査等委員前山義一及び監査等委員竹村純也及び三浦千恵は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社 Sapeet
代表取締役社長 築山 英治

2. 議案

第1号議案 資本金の額の減少の件

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものとして、ご承認をお願いするものであります。

なお、本件は貸借対照表における純資産の部の勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産額及び発行済株式総数の変動はないため、業績に与える影響はなく、また株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。

1. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少する資本金の額

2024年11月29日現在の資本金の額362,852,000円を352,852,000円減少して10,000,000円といたします。

(2) 減資の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式の総数を変更することなく、資本金の額を減少するものであり、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

2. 資本金の額の減少の日程（予定）

- | | |
|------------------|----------------|
| ① 債権者異議申述公告日 | 2024年12月24日（火） |
| ② 債権者異議申述最終期日 | 2025年1月24日（金） |
| ③ 資本金の額の減少の効力発生日 | 2025年1月31日（金） |

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、当該取締役3名の選任をお願いするものであります。

当該取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有 株式数 (株)
つきやま えいじ 築山 英治	1991年 5月28日生	2016年3月	当社設立 代表取締役社長就任（現任）	311,000
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>築山英治は、当社創業から代表取締役社長として事業の発展を牽引してまいりました。今後も事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を期待できることから、引続き取締役候補者といたしました。</p>			
おがた ゆりえ 尾形 友里恵 (戸籍名： ひろべ ゆりえ 広部 友里恵)	1992年 3月11日生	2015年4月 2017年9月 2018年10月 2020年10月 2021年12月 2022年10月	日本アイ・ビー・エム株式会社 入社 株式会社 IT プロパートナーズ (現 株式会社 Hajimari) 入社 当社 入社 当社 執行役員就任 当社 取締役就任 当社 取締役プロダクト事業本部 (現 AI・DX 事業本部) 長就任 (現任)	4,800
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>尾形友里恵は、コンサルティング等の業務経験を活かし、当社の収益拡大、事業開発を牽引してまいりました。今後も事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を期待できることから、引続き取締役候補者といたしました。</p>			
さとう たくじ 佐藤 琢治	1979年 9月11日生	2007年3月 2018年4月 2020年4月 2022年6月 2022年10月	いちよし証券株式会社 入社 株式会社 FiNC (現 株式会社 FiNC Technologies) 入社 内部監査室長就任 株式会社日本データサイエンス研究所 (現 株式会社 JDSC) 入社 当社 入社 経営管理本部長就任 当社 取締役経営管理本部長就任 (現任)	—
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>佐藤琢治は、証券会社での就業を経て、当社入社後は経営管理本部長として管理体制の構築・維持や財務戦略を指揮し、当社株式上場を主導するとともに、当社の成長及び事業拡大に貢献が期待できることから、引続き取締役候補者といたしました。</p>			

(注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案の候補者は当該保険の被保険者となり、次回更新は 2025 年 10 月を予定しております。なお、その契約内容の概要は、被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む。）等に起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金及び和解金等）を補償対象としております。

第 3 号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件

監査等委員である取締役全員（3 名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役 3 名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有 株式数 (株)
まえやま よしかず 前山 義一	1965 年 8 月 8 日生	1989 年 4 月	株式会社リクルート 入社	—
		2008 年 4 月	株式会社リクルート マーケティング局 ゼネラル マネジャー就任	
		2019 年 6 月	アクアイグニス・マエダ株式会社 代表取締役就任	
		2020 年 9 月	株式会社三重事業承継マネジメント 社外取締役就任	
		2022 年 10 月	当社 社外監査役就任	
		2023 年 7 月	当社 取締役監査等委員就任（現任）	
<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>前山義一は、事業会社において新規事業の立ち上げなどの豊富な経験を有しており適切な監査・監督が期待できること、当社の一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、引続き監査等委員である取締役候補者といたしました。</p>				

氏名	生年月日	略歴		所有 株式数 (株)
たけむら じゅんや 竹村 純也	1971年 2月7日生	1994年3月 1998年6月 2005年1月 2007年8月 2009年9月 2020年8月 2021年2月 2023年1月 2023年7月	監査法人新橋会計社（現 ひびき監査法人） 入所 監査法人新橋会計社（現 ひびき監査法人） 社員就任 新日本監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人） 入所 仰星監査法人 入所 仰星監査法人 社員就任 竹村純也公認会計士事務所 開設（現任） やまなみ監査法人 社員就任（現任） 当社 社外監査役就任 当社 取締役監査等委員就任（現任）	—
<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>公認会計士として財務及び会計に関する相当な知見を有しており適切な監査・監督が期待できること、当社の一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、引続き監査等委員である取締役候補者いたしました。</p>				
みうら ちえ 三浦 千絵	1981年 2月13日生	2006年10月 2010年4月 2015年5月 2019年10月 2023年1月 2023年7月	ポール・ヘイスティングス法律事務所 入所 株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパン （現 株式会社フィリップス・ジャパン） 入社 株式会社フィリップス・ジャパン法務部長就任 五木田・三浦法律事務所入所（現任） 当社 社外監査役就任 当社 取締役監査等委員就任（現任）	—
<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>弁護士として専門的な法律知識を有しており、適切な監査・監督が期待できること、当社の一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、引続き監査等委員である取締役候補者いたしました。</p>				

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は各候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任につき、善意かつ重大な過失がない場合において、法令が定める最低責任限度額を限度として責任を負担する契約を締結しております。各候補者の再任が承認された場合、当社は各候補者との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
3. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案の候補者は当該保険の被保険者となり、次回更新は2025年10月を予定しております。なお、その契約内容の概要は、被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠

償請求（株主代表訴訟を含む。）等に起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金及び和解金等）を補償対象としております。

4. 前山義一、竹村純也及び三浦千絵はいずれも社外取締役候補者であります。なお、当社は3名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出ております。
5. 前山義一、竹村純也及び三浦千絵の当社監査等委員である社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年6カ月となります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、これまで株主総会において個別に決議してまいりましたが、株式上場を契機として、当社の経営環境等を考慮したうえで指名報酬委員会の協議を行い、当該取締役の報酬額を年額80百万円以内とすることをお願いするものであります。

本議案における当該取締役の報酬額決定は、当該取締役が株主の皆様の期待に応え、当社の業績向上および株主価値の増大への貢献を高めることを目的とし、取締役の増員の検討や現状の報酬額の水準等に照らした報酬枠として必要かつ合理的な内容であるため、相当であると考えております。

個人別の報酬額につきましては、取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず、報酬の決定方針に基づき、指名報酬委員会での協議のうえ株主総会で決議いただいた報酬額の範囲内で取締役会において決定いたします。

なお、現在の当該取締役3名であり、第2号議案が原案通り可決されますと、引続き3名となります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社監査等委員である取締役の報酬額は、これまで株主総会において個別に決議してまいりましたが、株式上場を契機として、当社の経営環境等を考慮したうえで指名報酬委員会の協議を行い、監査等委員である取締役の報酬額を年額15百万円以内とすることをお願いするものであります。本議案における監査等委員である取締役の報酬額決定は、当該取締役が株主の皆様の期待に応え、当社のガバナンス向上等の貢献を高めることを目的とし、現状の報酬額の水準等に照らした報酬枠として必要かつ合理的な内容であるため、相当であると考えております。

個人別の報酬額につきましては、報酬の決定方針に基づき、個々の職務等を勘案し株主総会で決議いただいた報酬額の範囲内において監査等委員で協議のうえ決定いたします。

なお、現在の監査等委員である取締役は3名であり、第3号議案が原案通り可決されますと、引続き3名となります。

以 上